

個人情報適正管理規程

(部分改正)

協栄コンサルタント株式会社

目 次

- 第 1 条 基本方針
- 第 2 条 社内体制の整備
- 第 3 条 個人情報の収集
- 第 4 条 個人情報の利用・管理・削除等
- 第 5 条 個人情報の廃棄
- 第 6 条 法の遵守

個人情報適正管理規程

(基本方針)

第1条 この規程は、就業規則第6条及び第52条に基づき入手した個人に関する情報を「協栄コンサルタント株式会社」(以下「当社」と称する)は、個人情報に関する現行の法令及び社内規程等を遵守したうえで、個人情報の収集、利用、管理、廃棄を適正に行う。

(社内体制の整備)

第2条 当社内に、個人情報の管理責任者を置き、教育・指導をもって適正な個人情報の管理、保護に努める。

第1項 事業所内において個人情報を取り扱う管理責任者を、[専務取締役 菅原祐司]とする。

第2項 派遣元責任者は、個人情報を取り扱う前項に記載された事業所内職員に対して、個人情報取扱いに関する教育及び指導を年1回実施することとする。

第3項 派遣元責任者は少なくとも3年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るように努めることとする。

第4項 派遣元責任者が不在の場合の臨時の職務代行者をあらかじめ選任する。

(個人情報の収集)

第3条 個人情報の収集にあたっては、あらかじめその収集・利用の目的を明らかにし、当該個人情報の提供を行うことが予定されているものについても、目的及び提供範囲等を明確にしたうえで、適正な範囲で行うものとする。

第1項 個人情報は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、次に掲げる個人情報を取得してはならない。

(1)人種、民族、社会的身分、家柄、本籍、出生地、借入金額、保証人になっている事実等、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(2)思想及び宗教

(3)加入政党、政治活動歴

第2項 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(個人情報の利用・管理・削除等)

第4条 個人情報を利用する際は、個人情報保護の重要性を強く認識し、当該個人情報の利用目的の範囲内でこれを行うものとする。

第1項 第2条第1項にて記載された事業所内職員は、派遣労働者等から本人の個人情報についての開示請求があった場合、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を、遅滞なく行うこととする。

第2項 前項に基づく訂正・削除の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正及び削除を行うこととする。

第3項 第2条第1項にて記載された事業所内職員は、個人情報の開示又は訂正及び削除に係る取扱いが生じた場合、派遣労働者等への周知に努めることとする。

第4項 派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理を行うこととする。

第5項 前項における苦情処理担当者は派遣元責任者の[菅原祐司]とすることとする。

第6項 個人情報の紛失、破壊及び改ざん、不正アクセス等を防止するための措置は、別途規程「特定個人情報取扱規程」による。

(個人情報の廃棄)

第5条 収集目的に照らして、保管する必要がなくなった個人情報又は、個人情報者本人から廃棄要望があった場合は、速やかに破棄・削除をすることとする。ただし保管期間は、関係法規が要求する法的要求期間を遵守することとする。

情報廃棄は、個人情報管理責任者が行う。

(法の遵守)

第6条 個人情報の取扱いにおいて、別途規程「特定個人情報取扱規程」に準じ、個人情報の保護に適用される法令等を遵守する。

附 則

改定履歴

平成21年4月1日 制定

平成30年4月1日 一部改定